

平成三十年十一月二日受領
答弁第一二二号

内閣衆質一九七第一二号

平成三十年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員山井和則君提出国民の理解や納得を得ずに政府が進める「外国人材の受入れ」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出国民の理解や納得を得ずに政府が進める「外国人材の受入れ」等に関する
質問に対する答弁書

一、三から五まで及び七について

お尋ねの「移民」や「移民政策」という言葉は様々な文脈で用いられており、それらに係るお尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。

その上で、政府としては、例えば、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人を家族ごと期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していることとする政策については、これをとることは考えておらず、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案は、このような政策をとるものではない。

二について

お尋ねの「政府が認識している国連の「移民」の定義」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「例示された定義」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。